

利用者支援型魅力発信事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 利用者支援型魅力発信事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗のエントランス空間をはじめとした供用スペースへの香川の伝統的工芸品等の設置や、内装・外装への利用を通じて、伝統的工芸品等の需要開拓を図るとともに、香川ならではの魅力的な空間を創出して発信することにより認知度向上を図り、もって香川の伝統的ものづくり産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「補助事業」は、補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2)「補助事業者」は、補助事業を実施する者をいう。
- (3)「補助対象品目」は、伝統的工芸品等であって別表1に掲げる指定製造者の製造したものであるものとする。
- (4)「伝統的工芸品等」は、県指定伝統的工芸品（伝統的工芸品の技術を活用した二次製品を含む）、皮革製手袋、家具をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗、駅、空港等施設の管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者は、補助事業者としない。

- (1)国及び都道府県、市町村等の地方公共団体
- (2)県税に滞納がある者
- (3)暴力団又は暴力団員
- (4)暴力団員が事業主又は役員である者
- (5)暴力団と密接な関係を有する者

(補助事業)

第5条 補助事業は、次項で定める場所で行う伝統的工芸品等の設置、展示、組み込み、供用等とする。ただし、県の他の補助制度を利用している場合は、補助事業としないものとする。

2 補助事業は、宿泊施設、オフィスビル、店舗、駅、空港等におけるエントランス空間をはじめとした供用スペース等、伝統的工芸品等のPRに高い効果が期待できる場所を実施するものとする。

- 3 補助事業者は、自社ホームページ、館内しおり、案内表示、デジタルサイネージ等で、伝統的工芸品等に関する情報の発信に協力するものとする。
- 4 この補助金の補助対象期間は、第 11 条に規定する交付決定の日から当該年度の 3 月末までの間の施工完了日とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、特段の事情により「補助事業」が当該年度内に完了することが困難になったときは、交付決定年度の 1 月末までの間において、速やかに補助金繰越承認申請書(様式 12 号)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象経費は、前条に規定する補助事業に必要な経費であって、別表 2「補助対象経費」欄に掲げる経費とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 伝統的工芸品等の賃借料その他補助事業の目的にそぐわないと認められる経費

(補助率及び補助限度額)

第 7 条 補助率及び補助限度額は、別表 3 に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業申込み)

第 8 条 第 4 条で定める補助事業者で補助事業を実施しようとする者は、別に定める期日までに、補助金申込書(様式第 1 号)に、補助事業計画書(様式第 2 号)を添えて知事に提出しなければならない。

(事業の採択)

第 9 条 知事は、前条の規定による補助金申込書の提出があったときは、その内容を精査し、別に定める審査基準に基づいて総合的な評価を行い、事業の採択を行うものとする。

- 2 知事は、採択の場合は、補助事業採択通知書(様式第 3-1 号)により、不採択の場合は、補助事業不採択通知書(様式第 3-2 号)により、申込者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第 10 条 第 4 条で定める補助事業者で、前条第 2 項の規定により採択通知を受け、補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期日までに補助金交付申請書(様式第 4 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の期日までに、補助金交付申請書を提出しない場合は、採択を辞退したものとみなす。

(補助金の交付の決定)

第 11 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第 5 号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(交付決定前の着手)

第 12 条 知事は、交付決定を行う年度の 4 月 1 日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更)

第 14 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業の内容の変更承認申請書(様式第 6 号)を知事に提出し、承認(様式第 7 号)を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の 20%以上の減額。

2 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第 8 号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第 9 号)を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 15 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式 10 号)に補助事業実績書(様式 11 号)を添えて知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第 18 条 知事は、第 17 条により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする(様式第 13 号)。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

- 第 19 条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払い又は精算払を受けようとするときは、補助金清算(概算)払請求書(様式第 14 号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定の取消)

- 第 20 条 知事は、第 15 条による承認をしたときは、第 11 条による補助金の交付決定及び第 14 条により承認した変更事業の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 2 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
 - (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正の行為があったとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき
 - (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (5) 事業を遂行する見込みがなくなったとき
 - (6) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき
 - 3 知事は、前項の場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
 - 4 知事は、第 2 項に基づく取消しを行い、第 3 項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 5 第 3 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第 21 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、当該補助事業により取得し、また効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の財産処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)による耐用年数をいう。以下同じ)が 5 年よりも長い場合は、その財産処分制限期間保存しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第 22 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要がある時は、補助事業者に対して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

(財産の管理等)

第 23 条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の施工完了後、財産台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするとき（以下「取得財産等の処分」という。）は、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第 15 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、その取得財産等が取得価格若しくは効用の増加価格が 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満の場合又は第 21 条に定める財産処分制限期間を経過した場合には、この限りではない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他)

第 24 条 香川県補助金等交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象品目	指定製造者
香川県指定伝統的工芸品	香川県伝統的工芸品指定製造者及び香川県認定伝統工芸士
皮革製手袋	日本手袋工業組合及びその組合員（県内企業に限る）
家具	香川県家具商工業協同組合及びその組合員

別表 2（第 6 条関係）

補助対象経費	内容
建物費	伝統的工芸品等を活用した建物の内外装材の導入に要する経費
構築物費	伝統的工芸品等を活用した、構築物の内外装材の導入に要する経費
建物付属設備費	伝統的工芸品等を活用した、建物付属設備の内外装材の導入に要する経費
備品・消耗品費	伝統的工芸品等の技術・技法を活用した調度品等の導入に要する経費
委託料	伝統的工芸品等の技術・技法を使用した内外装の加工に要する経費
その他経費	知事が必要と認める経費

別表 3（第 7 条関係）

補助率	補助対象経費の 1 / 2
補助限度額	補助事業 1 件につき、100 千円を下限、1,000 千円を上限